

特 別 会 計

第 2 号 平成22年度高知県給与等集中管理特別会計予算

平成22年度高知県の給与等集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ112,869,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成22年2月23日提出

高 知 県 知 事 尾 崎 正 直

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

款	入		出		
	項	金額	款	金額	
1 給与等振替収入		112,869,000	1 給与等集中管理費	112,869,000	
	1 給与等振替収入	112,869,000	1 給与等集中管理費	112,869,000	
歳 入	合 計	112,869,000	歳 出	合 計	112,869,000

第 3 号 平成22年度高知県旅費集中管理特別会計予算

平成22年度高知県の旅費集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,407,508千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成22年2月23日提出

高 知 県 知 事 尾 崎 正 直

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

款	歳 入		歳 出	
	項	金 額	款	項 額
1 旅費振替収入		1,407,508	1 旅費集中管理費	
	1 旅費振替収入	1,407,508		1 旅費集中管理費
歳 入	合 計	1,407,508	歳 出	合 計
				1,407,508

第 4 号 平成22年度高知県用品等調達特別会計予算

平成22年度高知県の用品等調達特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ761,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成22年2月23日提出

高 知 県 知 事 尾 崎 正 直

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

款	入		出	
	項	金額	款	金額
1 用品等管理収入		761,000	1 用品等調達費	761,000
	1 用品等管理収入	761,000	1 用品等調達費	761,000
歳 入	合 計	761,000	歳 出	合 計
				761,000

第 5 号 平成22年度高知県会計事務集中管理特別会計予算

平成22年度高知県の会計事務集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,356,864千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成22年2月23日提出

高 知 県 知 事 尾 崎 正 直

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

款	歳 入		歳 出		
	項	金 額	項	金 額	
1 会計事務振替収入		2,356,864	1 会計事務集中費	2,356,864	
	1 会計事務振替収入	2,356,864	1 会計事務集中費	2,356,864	
歳 入	合 計	2,356,864	歳 出	合 計	2,356,864

平成22年度高知県債管理特別会計予算

第 6 号

平成22年度高知県の県債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ89,201,068千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。
(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

平成 2 2 年 2 月 2 3 日 提 出

高 知 県 知 事 尾 崎 正 直

第 1 表 歳入歳出予算

(単位千円)

款	入		出	
	項	金額	款	金額
1 県債管理収入		89,201,068	1 公債費	89,201,068
	1 県債管理収入	89,201,068	1 公債費	89,201,068
歳入	合計	89,201,068	歳出	89,201,068
	合計	89,201,068	合計	89,201,068

第2表 地 方 債 (単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	11,470,400	1 借入方法は普通貸借又は証券借入 2 民間資金	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1 平成23年度から平成52年度までの30箇年以内において、半年賦元金均等償還等とする。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期限を短縮し、若しくは借換えをすることができ。

平成22年度高知県土地取得事業特別会計予算

第 7 号

平成22年度高知県の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,916千円と定める。

第2条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成22年2月23日提出

高 知 県 知 事 尾 崎 正 直

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

款	入		出	
	項	金額	款	金額
1 土地取得事業収入		14,916	1 土地取得事業費	14,916
	1 土地取得事業収入	14,916	1 土地取得事業費	14,916
歳 入	合 計	14,916	歳 出	14,916
	合 計		合 計	

第2表 債務負担行為 (単位千円)

事 項	期 間	限 度	額
高知県土地開発公社の借入金に対する債務保証	平成22年4月1日から 平成27年3月31日まで	高知県土地開発公社が国道33号高知西バイパス、国道55号高知南国道路及び国道55号南国芸芸道路の工事に伴う用地の先行取得等に係る資金として平成22年度に金融機関から借り入れる1,046,288千円以内及び当該借入期間中の利息（年利率5.0パーセント以内）に相当する金額の合計額	

第 8 号 平成22年度高知県災害救助基金特別会計予算

平成22年度高知県の災害救助基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ84,668千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成22年2月23日提出

高 知 県 知 事 尾 崎 正 直

第1表 歳入歳出予算 (単位千円)

款	入		出		
	項	金額	款	金額	
1 災害救助基金収入		84,668	1 災害救助費	84,668	
	1 災害救助基金収入	84,668	1 災害救助費	84,668	
歳入	合計	84,668	歳出	合計	84,668

第 9 号 平成22年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成22年度高知県の母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ91,808千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、

「第2表 債務負担行為」による。

平成22年2月23日提出

高 知 県 知 事 尾 崎 正 直

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

款	歳 入		歳 出		
	項	金 額	項	金 額	
1 母子寡婦福祉資金貸付事業収入		91,808	1 母子寡婦福祉資金貸付	91,808	
	1 貸付事業収入	91,808	1 貸付事業費	91,808	
歳 入	合 計	91,808	歳 出	合 計	91,808

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度	額
母子寡婦福祉資金貸付	平成22年4月1日から 平成28年3月31日まで		58,176

第 10 号 平成22年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

平成22年度高知県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,133,664千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成22年2月23日提出

高 知 県 知 事 尾 崎 正 直

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入		歳 出	
款	項	款	項
1 中小企業近代化資金 助成事業収入	1 設備導入資金助成 事業収入	1,133,664	1 中小企業近代化 資金
	2 高度化資金助成 事業収入	251,056	1 設備導入資金
	合計	882,608	2 高度化資金
合計	合計	1,133,664	合計
歳 入	歳 出	1,133,664	1,133,664

第 11 号 平成22年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算

平成22年度高知県の流通団地及び工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,291,297千円と定める。

第 2 条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。
(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

平成 2 2 年 2 月 2 3 日 提 出

高 知 県 知 事 尾 崎 正 直

第 1 表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳		入		出				
款	項	金	額	款	項	金	額	
1 流通団地及び工業団地造成事業収入			1,291,297	1 流通団地及び工業団地造成事業費			1,291,297	
	1 流通団地造成事業収入		918,583		1 流通事業	地造成費		918,583
	2 工業団地造成事業収入		372,714		2 工業事業	地造成費		372,714
歳 入	合 計		1,291,297	歳 出	合 計		1,291,297	

第2表 地 方 債 (単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流通団地造成事業費	326,000	1 借入方法 普通貸先	5.0%以内	1 平成23年度から平成52年度までの30箇年以内に おいて、半年賦元金均等償還等とする。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期 限を短縮し、若しくは借換えをすることができ る。
工業団地造成事業費	62,000	2 借入資金 民間資金		
計	388,000			

第 12 号 平成22年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算

平成22年度高知県の農業改良資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ332,845千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成22年2月23日提出

高 知 県 知 事 尾 崎 正 直

第 1 表 歳入歳出予算 (単位千円)

歳 入		歳 出	
款	項	款	項
1 農業改良資金助成 事業収入		1 農業改良資金助成 事業費	
	1 農業改良資金助成 事業収入		1 農業改良資金助成 事業費
	2 就農支援資金助成 事業収入	2 就農支援資金助成 事業費	
歳 入	合 計	歳 出	合 計
	332,845		332,845
	269,319		269,319
	63,526		63,526
	332,845		332,845

第 13 号 平成22年度高知県営林事業特別会計予算

平成22年度高知県の県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ349,450千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。
(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

平成22年2月23日提出

高知県知事 尾崎正直

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

款	入		出	
	項	金額	款	金額
1 県営林事業収入		349,450	1 県営林事業費	349,450
	1 県営林事業収入	349,450	1 県営林事業費	349,450
歳入	合計	349,450	歳出	349,450
	合計	349,450	合計	349,450

第2表 債務負担行為

(単位千円)

事項	項目	期間	限度	償還額
ふるさと雇用再生県営林保全事業委託料		平成22年4月1日から 平成24年3月31日まで		14,295
県営林整備事業費負担金		平成22年4月1日から 平成28年3月31日まで		175,049

第3表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公有林整備事業費	1,000	1 借入方法 普通貸先 2 借入先 農林漁業金融公庫 又は株式会社 日本政策金融公庫	5.0%以内	1 平成23年度から平成72年度までの50箇年以内において、年賦元利均等償還又は年賦元金均等償還とする。 2 財政の都合により、起債額の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。

第 14 号 平成22年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算

平成22年度高知県の林業・木材産業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,830,516千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成22年2月23日提出

高知県知事 尾崎正直

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳		入		出	
款	項	金額	金額	款	項
1 林業・木材産業改善資金助成事業収入		1,830,516		1 林業・木材産業改善資金助成事業費	
	1		167,908		林業・木材産業改善資金助成事業費
	2		1,662,608		木材産業等高度化推進資金助成事業費
歳入	合計	1,830,516	歳出	合計	1,830,516

第2表 地 方 債 (単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	法
木材産業等高度化推進資金助成事業費	395,000	1 借入方法 普通貸先 2 借入先 独立行政法人 農林漁業信用基金	1.0%以内	独立行政法人農林漁業信用基金の融通条件による。	